

鹿沼市財務規則（抄）

昭和39年4月1日規則第7号
最終改正 令和2年3月24日

第6章 契約

第1節 一般競争入札

（入札の参加資格）

第64条 市長は、令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格及び参加資格審査申請の時期、方法等を鹿沼市公告式条例（昭和29年鹿沼市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示して公示するものとする。

2 市長は、前項の規定により公示したときは、定期又は随時に、一般競争入札に参加しようとする者からの参加資格審査申請を受け付け、その者が当該資格を有するかどうかを審査するものとする。

3 市長は、前項の規定により参加資格の審査をしたときは、参加資格を有する者の名簿を作成するものとする。

（入札の公告）

第65条 市長は、令第167条の6第1項の規定により一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日の前日から起算して前10日に当たる日が終わるまでに掲示場に掲示して公告しなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の公告は、次に掲げる事項について行わなければならない。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に必要な書類を閲覧させる場所及び期間に関する事項
- (3) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- (5) 入札に参加する者に必要な資格を定めた場合は、その事項
- (6) 最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格に関する事項
- (7) 調査基準価格を設けた場合は、調査基準価格に関する事項
- (8) 失格基準価格（鹿沼市低入札価格取扱要綱（平成13年鹿沼市告示第47号）第5条第1項に規定する失格基準価格をいう。）を設けた場合は、失格基準価格に関する事項
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札の効力に関する事項
- (10) その他必要な事項

（入札保証金）

第66条 一般競争入札に参加しようとする者に納めさせる入札保証金の額は、その者の入札金額の1

00分の5以上の額とする。ただし、インターネット公有財産売却システム（インターネットを利用して市の公有財産及び物品の売払いを行うシステムをいう。以下同じ。）による入札に係る入札保証金の額は、予定価格の100分の10以上の額とする。

2 前項の入札保証金は、次に掲げるものを担保として提供することをもって代えることができる。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) インターネット公有財産売却システムを管理する事業者（以下この条において単に「事業者」という。）の保証

3 入札保証金に代わる担保の価値は、前項第1号から第3号までに掲げる担保にあつてはその額面金額とし、同項第4号に掲げる担保にあつては事業者が保証する額とする。ただし、同項第1号及び第2号に掲げるもので割引の方法によって発行されたものについては、政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による。

（入札保証金の免除）

第67条 入札保証金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を免除することができる。

(1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。

(2) 過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に認めるとき。

2 契約権者は、前項第1号の規定により入札保証金を納めさせない場合は、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

（入札保証金の還付）

第68条 入札保証金は、入札終了後又は入札を中止した場合は、直ちに還付する。ただし、落札者の入札保証金は、契約が確定した後に還付し、又は契約保証金に充当することができる。

（予定価格）

第69条 予定価格は、一般競争入札に付する事項に係る仕様書、設計書等によりその価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価について予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、

数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し、適正に定めなければならない。

3 予定価格は、一般競争入札に付する前後に公表することができる。

4 前項の規定による公表の対象、方法等については、別に定める。

5 一般競争入札を執行するときは、第1項及び第2項で定めた予定価格を予定価格調書に記載し、これを封かんして開札場所に置かなければならない。ただし、第3項の場合において、一般競争入札に付する前に予定価格を公表したときは、この限りでない。

(最低制限価格)

第70条 工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、その内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、令第167条の10第2項の規定によりあらかじめ最低制限価格を設けることができる。

2 前項の場合においては、前条第5項の予定価格調書に併せて最低制限価格を記載しなければならない。

3 この条に定めるもののほか、最低制限価格の設定等について必要な事項は、別に定めるものとする。

(調査基準価格)

第70条の2 工事又は製造の請負の契約を一般競争入札に付する場合において、必要があるときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けることができる。

2 前項の場合においては、第69条第5項の予定価格調書に併せて調査基準価格を記載しなければならない。

3 この条に定めるもののほか、調査基準価格の設定等について必要な事項は、別に定めるものとする。

(入札の方法)

第71条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札書を1件ごとに作成し、入札保証金を納付したときは、これを証する書類その他指定する書類を添えて、公告された日時及び場所において、市長に提出しなければならない。この場合において、出頭した者が代理人であるときは、その代理権を有することを証する書面を提出しなければならない。

2 入札者は、特に指定した場合を除くほか、書留郵便により入札書を提出することができる。この場合においては、封筒の表面に入札書在中と表示するとともに、入札保証金及び関係書類の送付に要する郵送費を添えて入札期日の前日までに到着するように提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が別に定める一般競争入札については、電子入札（市の使用に係る電子計算機と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する入札をいう。）により行うことができるものとする。

4 前項の場合において、入札者は、第1項の入札書の提出に代えて、その使用に係る電子計算機に入

札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を市の指定する期日までに、市の使用に係る電子計算機に到達させなければならない。

5 前各項の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムによる入札者は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）により入札することができるものとする。

（入札の無効）

第71条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。ただし、第3号から第5号までの規定は、インターネット公有財産売却システムによる入札の場合は、適用しないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が行った入札
- (2) 入札書を2通以上提出した入札
- (3) 入札書の記載事項が不めいりょうで判読できない入札
- (4) 入札書に記載した金額を訂正した入札
- (5) 入札書に記名・押印をしないで行った入札
- (6) 虚偽又は不正な行為により行った入札
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この規則に違反して行った入札

（入札無効の理由明示）

第71条の3 入札を無効とする場合は、令第167条の8第1項の規定に基づく開札に立ち会った者に対し、その面前で理由を明示して入札が無効である旨を知らせなければならない。

（入札執行の延期等）

第71条の4 契約権者は、不正入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を執行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

（落札の通知）

第72条 契約権者は、落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に口頭又は文書をもって通知しなければならない。ただし、インターネット公有財産売却システムによる入札にあっては、電子メールにより通知することができる。

（再度公告入札の公告期間）

第73条 入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が指定期限までに契約を締結しない場合において、更に入札に付そうとするときは、第65条第1項の規定を準用する。

第2節 指名競争入札

（入札参加者の指名）

第74条 契約権者は、令第167条の12の規定に基づき契約を締結しようとするときは、原則として3人以上の入札者を指名通知書により指名しなければならない。

2 前項の指名通知書には、第65条第2項に掲げる事項を記載しなければならない。

(指名基準)

第74条の2 契約の公正かつ有利な締結及び履行を図るため、入札者を指名する基準を別に定める。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第75条 第64条及び第66条から第72条までの規定は、指名競争入札について準用する。

第3節 随意契約

(随意契約によることができる契約の額)

第76条 令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表の右欄に定める額とする。

(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

(随意契約の公表)

第76条の2 令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、当該契約の名称、履行場所、契約の概要、当該契約の相手方の名称、資格要件及び締結の時期について公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、当該契約の相手方となった者の名称及び所在地、契約金額、契約締結日並びに契約期間について公表すること。

(随意契約の予定価格)

第76条の3 契約権者は、随意契約により契約を締結しようとするときは、あらかじめ第69条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格を定めることが困難又は不相当と認める場合は、この限りでない。

(見積書の徴収)

第76条の4 契約権者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを省略することができる。

- (1) 予定価格が10万円未満のとき。
- (2) 価格を定めて普通財産を譲渡するとき。
- (3) 契約の相手方が国又は他の地方公共団体であるとき。

- (4) 法令等の規定により予定価格が一定しているものであるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、見積書を徴することが困難又は不相当と認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、1人から見積書を徴することができる。

- (1) 予定価格が10万円未満のとき。
- (2) 契約の性質又は目的により、契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (3) 災害の発生等により緊急の必要があるとき。

第4節 競り売り

第77条 令第167条の3の規定による競り売りをする場合は、一般競争入札に関する規定を準用する。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第78条 契約権者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 競り売りに付したとき。
- (2) 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取る時。
- (3) 工事請負契約でその契約金額が50万円未満であるものにつき指名競争入札又は随意契約の方法により締結するとき。
- (4) 工事請負契約以外の契約でその契約金額が20万円未満であり、かつ、登記又は登録の手続を必要としないものにつき、指名競争入札又は随意契約の方法により締結するとき。

2 前項第3号に該当して契約書の作成を省略する場合は、特に軽微な場合を除き契約の適正な履行を確保するための請書、見積書その他これらに類する書類を徴するものとする。

(契約書の記載事項)

第78条の2 契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約の金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金に関する事項
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査に関する事項
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

(議会の議決を要する契約の措置)

第79条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鹿沼市条例第1号）第2条及び第3条の規定に該当する契約を締結しようとするときは、相手方に対し、議会の議決を経たときに当該契約が成立する旨を告げ、かつ、その旨を記載した契約書を取り交わすものとする。

2 前項の契約書を取り交わした場合において、議会の議決を経たときは、直ちにその旨を相手方に通知しなければならない。

(契約保証金)

第80条 市と契約を締結する者に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、インターネット公有財産売却システムによる入札にあっては、当該入札により納付した入札保証金の額とする。

2 契約保証金の納付については、第66条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第66条第2項及び第3項中「入札保証金」とあるのは「契約保証金」と読み替えるものとする。

3 契約保証金に代わる担保は、前項で準用する第66条第2項及び第3項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもってこれに代えることができる。この場合の担保の価値は、その額面金額とする。

4 契約権者は、前項に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供させる場合は、当該保証を証する書面を提出させなければならない。

(契約保証金の免除)

第81条 契約保証金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする契約履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 過去2年の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行し

ないこととなるおそれがないとき。

(7) その他市長が特に認めるとき。

2 契約権者は、前項第1号又は第2号の規定により契約保証金を納めさせない場合は、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

(契約保証金の還付)

第81条の2 契約保証金は、給付の完了による検査終了後及び第88条の規定により契約を解除した場合に還付する。

第6節 契約の履行

(監督)

第82条 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため職員に命じ、又は職員以外の者に委託して必要な監督をしなければならない。

2 前項の規定により監督を行う者（以下「監督員」という。）は、契約の履行に立ち会い、工程の管理、履行途中における使用材料の試験又は検査を行う等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

3 監督員は、監督の結果及び指示した事項その他必要な事項を記載しておかなければならない。この場合において、職員である監督員は、特に必要と認める事項については契約権者に報告し、その指示を受けなければならない。

4 契約権者は、数人に共同して監督を行わせる必要がある場合においては、監督の取りまとめをさせるために、当該監督員のうちから主任監督員を指定することができる。

5 契約権者が第1項の規定により職員以外の者に監督を委託したときは、監督員は、監督の結果を記載した書面を作成し、契約権者に提出しなければならない。

(検査)

第83条 契約権者は、次に掲げる場合には、給付の完了を確認するため職員に命じ、又は職員以外の者に委託して、必要な検査をしなければならない。

(1) 契約の相手方が給付を完了したとき。

(2) 給付の完了前に出来高に応じ、対価の一部を支払う必要があるとき。

(3) 物件の一部の納入があったとき、又は契約により給付されたものの一部を使用しようとするとき。

2 前項の規定により検査を行う者（以下「検査員」という。）は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、給付の内容、数量等について検査又は検収を行うものとする。この場合において、特に必要があると認めるときは、破壊若しくは分解又は試験をすることができる。

3 検査員は、前項の規定による検査又は検収の実施に当たっては、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。

4 検査員は、前3項の規定による検査の結果、契約の内容に適合しないものがあるときは、契約の相

手方に必要な措置を求め、その経過を記録しておかなければならない。

5 検査員は、検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成しなければならない。

(兼務の禁止)

第84条 監督員と検査員は、互いに兼ねることができない。

第85条 削除

(履行期限の延長)

第86条 天災その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により契約の履行が履行期限までに完了しないと認められる場合で契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、これを認めることができる。

2 前項以外の場合において契約の相手方から履行期限の延長の申出があったときは、特にやむを得ないと認める場合に限り履行期限の延長をすることができる。

(遅延違約金)

第86条の2 前条第2項の規定により履行期限の延長を認めた場合で契約の相手方の責めに帰すべき理由により著しく履行期限を延長することとなったときは、契約代金から出来高部分の代価を控除した残額について履行期限の翌日から起算して、遅延する日数に応じ、年率2.6パーセントを乗じて得た額を遅延違約金として徴収する。

2 前項の遅延違約金を指定の期日までに納付しない場合において、未払の対価又は未還付の契約保証金があるときは、これを遅延違約金に充当することができる。

(履行の変更等)

第87条 天災その他特別の理由があるときは、契約の相手方と協議の上、契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(契約の解除)

第88条 契約権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 契約の履行期限までに履行の見込みがないとき。

(2) 契約の履行につき不正の行為があったとき。

(3) 契約解除の申出があったとき。

(4) 前3号に掲げるものを除くほか、契約に違反して、それによって契約の目的を達することができないとき。

2 前項の規定による契約の解除は、その旨を契約の相手方に通知して行うものとする。

(既納部分及び既済部分に係る支払)

第88条の2 前条の規定により契約を解除した場合において、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分で第83条に規定する検査に合格したもの

があるときは、その対価を支払うものとする。

- 2 前項の場合において、前金払をしたときは、前項に規定する対価と前金払をした額との差額を支払い、又は返納させるものとする。

(対価の支払)

第89条 第83条の規定による検査に合格したものでなければ、当該契約に係る支払をすることができない。

- 2 対価の一部について前金払又は部分払をしたものがあるときは、契約の履行による完納又は完済による最終の対価の支払の際に精算するものとする。
- 3 前条及び前2項の規定による対価の支払時期は、契約の相手方から正当な請求書類を受理した日から起算して、工事の請負については40日以内、その他の給付については30日以内とする。